

# 流山市都市計画マスタープラン見直し（素案）に係るパブリック コメント実施要領

## 1 件名

流山市都市計画マスタープラン見直し（素案）についての意見等の募集

## 2 目的

本要領は、流山市都市計画マスタープランの見直しをするにあたり、流山市市民参加条例に基づくパブリックコメント手続きとして、広く素案を公表し、市民等の意見を求め、提出された意見を多面的かつ総合的に検討し、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表するものです。

## 3 流山市都市計画マスタープラン見直しの背景及び趣旨

流山市は、平成17年2月に都市計画マスタープランを策定しました。当時は、つくばエクスプレスの開通が間近に控えており、それを前提として「江戸川の水面が輝き、斜面の緑が映える豊かな環境と新しい都市の躍動が調和する“私たちのまち ながれやま”」を将来像に見据えて、まちづくりをすすめてきました。

計画策定から11年が経過し、つくばエクスプレス沿線地区の土地区画整理事業の進捗による新たな市街地が形成され、新川耕地においては流山インターチェンジ付近における物流施設の建設など、土地利用が進展しており、今回の見直しが必要となったものです。

## 4 流山市都市計画マスタープラン見直し（素案）の内容 別紙のとおり

## 5 意見等が提出できる者

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する者
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

## 6 意見等募集期間

平成28年9月1日(木)から平成28年9月30日(金)まで

※郵送の場合は、平成28年9月30日(金)必着

## 7 公表の方法等

### (1) 閲覧場所

ア 市役所第2庁舎2階都市計画課

イ 市役所第1庁舎2階情報公開コーナー

ウ 市内各出張所、各公民館及び各図書館

エ 生涯学習センター

### (2) 流山市ホームページ

## 8 意見等の提出方法

意見等は、原則、別紙様式(市ホームページからダウンロードできます。)に住所、氏名、電話番号を明記の上、郵便、FAX、電子メールによる提出、または担当課へ直接持参ください。

## 9 その他

(1) ご提出いただいた意見等は、全ての意見等を整理した上で、意見等に対する流山市の考え方とともに、公表いたします。なお、ご提出いただいた意見等に対する個別回答はいたしません。

(2) パブリックコメントに対して寄せられた意見等は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定される内容は意見本文中に記載しないで下さい。

(3) 電話・口頭での意見等は、パブリックコメントとして取扱いできません。

## 10 問い合わせ及び提出先

〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市都市計画部都市計画課(市役所第2庁舎2階)

TEL 04-7150-6087

FAX 04-7159-0954

電子メール [toshikei@city.nagareyama.chiba.jp](mailto:toshikei@city.nagareyama.chiba.jp)